

45 果樹・茶支援関連対策

【6, 918（6, 830）百万円】

対策のポイント

- ・ 優良品種等への転換を加速するため、果樹・茶の改植と未収益期間対策及び果実の加工流通対策を強化するとともに、果実の計画生産・出荷の推進や需給安定対策の的確な実施を図ります。
- ・ 茶において、輸出拡大や新需要開拓等に向けた輸出用茶園における茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の実情に応じた生産体制の強化等を促進します。

<背景／課題>

- ・ 永年性作物である果樹や茶は、価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・ また、国産茶においては、海外から高い評価を受けているものの、茶園の老齢化や規模拡大の遅れ等により、輸出用茶生産等への取組が進まない状況となっています。

政策目標

- 栽培面積のうち優良品目・品種への転換面積の増加
(果樹：0.8%（平成23年度）→3%（平成26年度）)
(茶：0.5%（ ” ）→2.6%（ ”))
- 茶の輸出額の増加
(50.5億円（平成24年）→150億円（平成32年）)

<主要内容>

1. 果樹・茶における改植及び未収益期間対策〔拡充〕
果樹・茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援を行います。また、果樹の自然災害時の改植について、産地の実情に応じた運用改善を図ります。併せて、茶農業経営の体質強化に向けた規模拡大に対する支援を行います。
2. 果樹産地の構造改革や果実の需給安定及び加工流通対策〔拡充〕
果樹について、小規模土地基盤整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、品質保持技術を活用したカットフルーツ等の新たな需要に対応した取引形態の実証等の加工流通対策を総合的にを行います。
3. 茶農業の生産体制強化・安定化支援〔新規〕
輸出拡大や新しい需要の開拓等、攻めの茶農業の展開のための輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の気象条件等の実情に応じた生産体制の強化等に対する支援を行います。

補助率：定額、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：農業者等の組織する団体、（公財）中央果実協会

お問い合わせ先：
果樹対策分 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)
茶対策分 生産局地域作物課 (03-6744-2117)

果樹・茶支援関連対策

果樹対策

永年性作物である果樹については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植等が進まない状況となっているため、支援対策を実施することで改植等を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。

→優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ りんご
極早生→不知火(デコポン) つがる→シナノスイート
【長崎、熊本 他】 【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

産地の体質強化に向けた改植等を促進するとともに、
未収益期間に対する支援を実施

<改植に要する経費に対する支援>

- ・ 2 2 万円/10a (みかん)
 - ・ 3 2 万円/10a (りんごわい化栽培)
 - ・ 1 6 万円/10a (りんご普通栽培)
 - ・ 1 / 2 以内 (その他果樹)
- ※ 自然災害時の改植について、産地の実情に応じて弾力的に運用。

<高接、廃園、小規模園地整備等に要する経費に対する支援>

- ・ 高接：1 / 2 以内
- ・ 条件不利園地の廃園：1 0 万円/10a (みかん)
8 万円/10a (りんご)
1 / 2 以内 (その他果樹)
- ・ 小規模園地整備 (園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良) 等：1 / 2 以内

<未収益期間に対する支援>

5 万円/10a × 改植の翌年から 4 年分 (下限面積：5 a)
※面積単価 × 支援年数を初年度に一括交付

(参考1) 未収益期間
5 年程度 (早期成園の場合)

(参考2) 改植後の育成経費 (肥料代など)
10 万円/10a 程度

茶対策

茶については、品質向上や魅力ある商品づくり等により収益性の強化を図ることが喫緊の課題。

そのため、茶園の若返りや競争力のある品種への転換のための茶樹の改植等が促進されるよう、未収益となる期間についての支援及び改植に対する支援を実施。

26年度以降は、これらの支援に加え、放任茶園等を活用して経営規模を拡大する場合の新植に対する支援等を実施。

さらに、輸出促進や生産コスト低減への取組も支援。

<改植・未収益期間に対する支援>

26年度以降も引き続き、改植に要する経費及び改植等の未収益期間に対する支援を実施

〔改植の場合〕改植に要する経費の支援 12 万円/10a
未収益期間に対する支援 4 万円/10a × 3 年分

<新たな支援>

放任茶園等を活用して経営規模を拡大する場合の新植も支援対象とともに、低コスト生産等の取組と併せて品種転換を伴う改植を行う未収益期間への支援を加算
(12 万円/10a → 16 万円/10a)

輸出拡大に向けた取組支援

・輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入を支援

複合病害虫抵抗性
品種の導入



サイクロン式害虫
吸引機械の導入



萎凋処理による香りを発現
させる加工技術の導入



国内マーケットの創出に向けた取組支援

- ・発酵茶(紅茶)や半発酵茶(烏龍茶)に適した品種の栽培技術、発酵茶用の加工機器の導入、
- ・機能性成分を有する品種の機能性成分を高める栽培技術や加工技術の導入等を支援

産地の実情に応じた生産体制の強化

- ・中山間地域における防霜ファンなど、産地の気象条件等に応じた生産体制の強化・安定化の取組を支援

生産コストの低減に向けた取組支援

・茶樹の根元にピンポイントで最適な時期に適量の施肥をする点滴施肥技術の導入等を支援

